

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

令和7年6月30日

独立行政法人日本芸術文化振興会
分任契約担当役
国立能楽堂長 中尾 健一

1. 工事概要

- (1) 工 事 名 国立能楽堂昇降機設備改修工事
- (2) 工事場所 東京都渋谷区千駄ヶ谷4丁目18番1号（国立能楽堂構内）
- (3) 工事概要 本工事は、エレベーターの更新工事である。
- (4) 工 期 契約締結日の翌営業日から令和8年3月27日（金）までとする。
- (5) 本工事は、資料の提出、入札等を紙入札方式により行う。

2. 競争参加資格

- (1) 独立行政法人日本芸術文化振興会会計規程第16条及び第17条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 文部科学省建設工事の一般競争（指名競争）参加資格において、令和7・8年度の「機械器具設置工事」で「A」又は「B」等級の認定を受けている者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般競争参加資格の再認定を受けている者であること。）。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記（2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 平成22年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した、12人乗り以上の乗用・人荷共用又は寝台用エレベーターの新営又は改修（全面撤去新設）工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20パーセント以上のものに限る。）。
- (5) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できること。
なお、建設業法第26条及び建設業法施行令第27条に該当する場合は専任とする。
 - ① 建設業法に掲げる基準を満たす者であること。
 - ② 平成22年度以降に上記（4）に掲げる同種工事の施工の経験を有する者であること。
 - ③ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
 - ④ 配置予定の主任技術者又は監理技術者にあつては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を提出すること。
- (6) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、独立行政法人日本芸術文化振興会又は文部科学省から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領について」（平成18年1月20日付け17文科施第345号文教施設企画部

長通知)に基づく指名停止を受けていないこと。

- (7) 上記1. (1)に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者ではないこと。
- (8) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと(入札説明書参照)。
- (9) 東京都、神奈川県、千葉県又は埼玉県に本店、支店又は営業所が所在すること。
- (10) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと(入札説明書参照)。
- (11) 分任契約担当役が別に指定する反社会的勢力に該当しない旨の誓約書に誓約できる者であること。

3. 入札手続等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷4丁目18番1号
独立行政法人日本芸術文化振興会 国立能楽堂事業推進課事業推進係 佐藤
電話番号 03-3423-1134(ダイヤルイン)
- (2) 入札説明書の交付期間及び方法
入札説明書は、令和7年6月30日(月)から独立行政法人日本芸術文化振興会HP(トップページ>調達情報>入札情報一覧)又は上記(1)にて交付する。入札説明書の交付は無料とする。
- (3) 申請書及び資料の提出期間、場所及び方法
令和7年6月30日(月)から令和7年7月23日(水)午後5時まで
上記(1)に持参又は郵送(提出期間内必着、書留郵便等の配達記録が残るものに限る。)により提出すること。
※(1)～(3)の受付は土曜日、日曜日、祝日及び7月1日を除く午前10時から午後5時までとする。
- (4) 競争執行の日時及び場所
令和7年8月8日(金)午後2時
東京都渋谷区千駄ヶ谷4丁目18番1号
独立行政法人日本芸術文化振興会 国立能楽堂1階 第2会議室

4. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金及び契約保証金
 - ①入札保証金 免除
 - ②契約保証金 納付。ただし、有価証券等の提供又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の100分の10以上とする。
- (3) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札に関する条件に違反した入札、その他独立行政法人日本芸術文化振興会会計規程実施細則第16条第1項各号に掲げる入札並びに郵便による入札、電子メールによる

入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

- (4) 落札者の決定方法 独立行政法人日本芸術文化振興会会計規程実施細則第6条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 誓約書の提出 本競争の参加希望者は、申請書提出時に、契約担当役が別に指定する暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出しなければならない。
- (7) 誓約書の遵守 上記(6)の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約に反することとなったときは、当該者の入札を無効とするものとする。
- (8) 関連情報を入手するための照会窓口 上記3.(1)に同じ。
- (9) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加 上記2.(2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記3.(3)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、競争執行時において、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
- (10) 「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」(独立行政法人日本芸術文化振興会HPトップページ>調達情報)を参照の上、その内容について同意了承すること。(参照：<https://www.ntj.jac.go.jp/about/procurement/info.html>)
- (11) 詳細は入札説明書による。